

広島県告示第四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十五年一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	名 称	社会福祉法人 安芸太田町社 会福祉協議会
	主たる事務所の所在地	山県郡安芸太 田町中筒賀二 八〇二番地五
居宅サービス事業を 廃止した事業所	名 称	安芸太田町社 協通所介護事 業所「ひまわ り」
	所 在 地	山県郡安芸太 田町中筒賀一 六三四番地
サービスの種類		通所介護
廃止年月日		平成二四年 一二月三二 日